

**北海道教育委員会から授与された教員免許状の有効期限が経過し、失効したことに基づく再授与申請に係る説明書**

**大学等で基礎資格と単位を修得し、教員免許状を  
取得する場合の申請書類説明書（個人申請用）**  
（教育職員免許法別表第1、2イ、2の2の規定による申請）

**1 申請にあたっての基礎資格**

申請免許状の種類	基礎資格の内容
専修免許状	修士の学位を有すること（大学の専攻科又は大学院に1年以上在学かつ30単位以上修得した場合を含む。）
1種免許状	学士の学位を有すること（免許法施行規則第66条の4により、学士と同等以上とみなされた場合を含む。）
2種免許状	準学士の称号又は短期大学士の学位を有すること（大学又は教員養成機関に2年以上在学かつ62単位以上修得した場合を含む。）

**2 申請の提出先**

<送付先> 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目  
 北海道教育庁教職員局教職員課人事制度・免許係  
 電話番号：011-231-4111（内線35-221）

**3 提出を要する書類**

申請書類名	摘 要
○教育職員免許状授与申請書	○細一様式1
○手数料「北海道収入証紙」 （1件につき3,300円）	○「教育職員免許状授与申請書」の右上欄に、北海道収入証紙を重ねないように貼ってください。 ○複数の免許状授与申請を行う場合には、それぞれの申請書に相当額を貼ってください。
○有効期限が経過し、失効した教員免許状の <b>原本</b>	○有効期限が経過し、失効した教員免許状の <b>原本</b> を提出してください。 ○上記の免許状の原本を添付出来ない場合は、「教育職員免許状授与証明書交付申請書（細一様式15）」を添付してください。
○免許状送付用封筒 （140円分切手貼付）	○A4サイズが折らずに入る封筒（角2型）に、免許状の送付先の郵便番号、住所及び氏名を正確に記入してください。 なお、書類に不備等がある場合には、返送用の封筒とさせていただきます。
（右の記載に該当する場合に添付） ○戸籍抄本	○「失効した免許状」に記載されている氏名、本籍地（都道府県）が現在のもの異なる場合には、変更の経緯がわかるよう、戸籍抄本（場合によっては謄本等）を添付してください。

※これらの書類は、あくまで一般的な事例において必要とする書類であり、当課へ申請書類を提出後、改めて追加で書類を求める場合もありますので、あらかじめ御承知おき願います。

#### 4 留意事項

- (1) 教育職員免許法第5条第1項の各号に該当する者には、教育職員免許状を授与することができません（欠格事項）。
- ・ 18才未満の者
  - ・ 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられた者
  - ・ 免許状がその効力を失い、当該失効日から3年を経過しない者
  - ・ 免許状の取り上げ処分を受け3年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 署名又は記名押印は、宣誓事項を確認の上、戸籍上の字体（誤字、俗字の場合は標準字体可）により正確に氏名を署名又は記名押印してください。外国籍の場合は、在留カードに記載の氏名を署名又は記名押印してください。
- なお、免許状は標準字体により授与します（例 高→高、崎→崎）。
- (3) 正しい申請書類を受理してから、免許状を送付するまで2ヶ月程度を必要としています。免許状の授与証明書を必要とする場合や、その間に住所・氏名が変わる予定の方は、上記2(2)「送付先」まで連絡してください。
- (4) 大学新卒者の一括申請事務のため、2月16日から3月24日までの期間は申請を受付しておりません。
- この期間に郵送により提出のあった申請書類については当係において保管し、3月25日以降に受理を予定しています。
- (5) 北海道収入証紙は道内の銀行、農協等で取り扱っています。
- 購入できない地域の方についてのみ、相当額の現金又は郵便小為替を**書留**で送付してください（北海道以外の収入証紙、郵便切手は使用できません。）。